

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

(注1) 20世紀前半には、政府は出生促進を大きな政策課題としていた。1920年には多産女性の表彰制度が始まり（この制度は現在も存続）、1939年、ダラディエ内閣の下、出生率の引上げを目的とする「家族法典」が制定された。

(注2) フランスでは、19世紀後半に企業が扶養者補助手当を導入し、20世紀前半に徐々に普及した。1932年には、ランドリ法により、2人以上の子どもを持つ商工業部門の労働者が家族手当の支給を受けるようになったが家族手当は業界や県により異なり、国は支給額の下限等を定めるものの、個々の家族手当の運営には関与していなかった。

(注3) このほか、1990年代後半の景気回復が出生率の上昇に影響しているとの指摘もある。

(注4) フランスにおけるパートタイム労働者の定義は、「労働時間が法定労働時間（週35時間）よりも短い者又は部門別若しくは企業別労働協約で定められた労働時間又は事業所に適用される労働時間（法定労働時間より短い場合）よりも短い者」（労働法典L212-4-2条）とされている。

パートタイム労働者は、報酬、休日・休暇、労働条件等についてフルタイム労働者との平等取扱原則が労働法典により保証されているが短時間労働であるという特殊性に鑑み、勤務時間割の変更方法、1日の労働時間の配分、所定外労働時間、年間変形労働時間制について特別な規定が設けられている。

(注5) 家族給付全国公庫（CNAF）は家族に関連する手当の給付を行う公的機関である。業務内容は国との間で締結される「目標・運営協定」によって決まる。実際の手当の給付業務は全国に123ある家族手当公庫（CAF）によって行われ、家族給付全国公庫は家族手当公庫の業務指導も行う。

(注6) フランスの社会保険は、原則労使からの拠出金を財源としている。家族関連の給付に関しては、使用者が被保険者の所得の5.4%を保険料として支払い、労働者は負担がない。

(注7) 一般福祉税は、家族関連給付の財源として1991年に導入された、課税対象は給与、資本収入等で、当初の税率は1.1%であったが、その後年金、医療保険の財源にもなるとともに税率が引き上げられ、現在の税率は7.5%である。

(注8) フランスでは、企業が労働時間を短縮したりパートタイム労働者を雇用したりした場合に社会保険料の軽減措置が講じられる、軽減された保険料に相当する額は国が税収等から補填する。

(注9) 医療保険金庫は、医療保険及び労働災害保険の給付などの業務を行う公的機関である。全国被用者医療保険金庫によって統括される。

(注10) ただし、父親休暇導入前も、父親は母親の出産時に3日の休暇を取得する権利が労働法典により保障されていた。この権利を行使し、父親休暇も取得すると合計14日間の休暇が取得できる。

(注11) フランスの義務教育は7歳から始まる。3歳から6歳までの子どもの大半は幼稚園に通っている。幼稚園は、第二次世界大戦後整備が進み、1960年の6,159校から1990年には19,000校と約3倍に増加した。3～6歳児のうち幼稚園に通っている子どもの割合は、1999年で90%以上である。

(注12) 定員が40人以下の集団託児所は、ミニ託児所と呼ばれる。

(注13) 母子保護センターは県傘下の組織で、託児所の監督の他、予防接種の実施など母親や乳幼児に関する施策を担当している。

(注14) アソシエーションとは、1901年法によって規定される営利を目的としない人の集合体である。県ごとに承認され、法人格を持つ。我が国のNPOに相当する。

(注15) 小島（2002年）は、Blanchet et Kleinが行ったマイクロシミュレーションによる推定結果を紹介している。この結果によると、フランスの家族手当を他の西欧諸国並みの水準に引下げ出生順位による格差を解消したとすると、合計特殊出生率は0.4ポイント低下する。

(注16) なお、フランス政府の担当者によれば現在の子どもの数について、「満足すべきものではないが、それほどひどい状態でもない」との認識を示している。また、大家族（子ども3人）、大々家族（子ども4人以上）への施策が手厚いが、これは出生促進を目的とするものではなく、子どもの多い家族を経済的に支援しようとしているに過ぎないとのことである。

参考文献

・江口隆裕

「フランスの年金制度－日本と比較を中心に」（2003年）一橋大学経済研究所ディスカッションペーパーNo.154

・小島宏

「先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究」（2002年）厚生科学研究費総合報告書

・小島宏

「フランスにおける育児・介護休業制度」（2000年）日本労働研究機構編

『諸外国における育児・介護休業制度－ドイツ・フランス・スウェーデン』日本労働研究機構編

「フランスの労働事情」（2001年）日本労働研究機構海外調査シリーズ52

・林雅彦

「フランスの家族政策、両立支援政策及び出生率上昇の背景と要因」（2003年）日本労働研究機構

・林雅彦

「フランスの社会保障制度の概要Ⅰ」日本労働研究機構『海外労働時報』2003年2月

・藤井良治・塩野谷祐一編

「先進国の社会保障6 フランス」（1999年）東京大学出版会

- フランス保健・家族・障害者省ホームページ

([http:// www.famille-enfance.gouv.fr](http://www.famille-enfance.gouv.fr))

- 労働政策研究・研修機構

「データブック国際労働比較2004」

- Caisse Nationale des Allocations Familiales “l'e—ssential”

- Caisse des Allocations Familialesホームページ ([http:// www.caf.fr/](http://www.caf.fr/))

- United Nations

“World Population Prospects”

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

1 概観

20世紀後半に多くの先進国で少子化の傾向が見られる中、フランスでは1980年代以降合計特殊出生率が1.8程度で推移しており、少子化に一定の歯止めがかかっている。これには、政府が積極的に取り組んでいる家族政策も、出生率の維持に貢献しているものと考えられる。

フランスでは、家族の社会援助に関する法典において家族に対する公的支援について規定されており、現在、

- 1)世代の再生、
- 2)家族の扶養支援、
- 3) (家族間の) 収入格差の縮小

を目的として、様々な家族政策が講じられている注1。

政府は1946年に、それまで業界や県ごとに運営されていた家族手当注2を新たに創設した社会保障制度の一部門として統合し、これにより、家族政策の本格的な実施が開始された。その後、施策も次第に拡充・多様化した。第一次世界大戦終了後は、子どものいる世帯に対する家族手当の支給だけであったが、給付の種類が次第に多様化するとともに、医療保険からの出産費用の給付、家族の人数を考慮した税額控除制度、子どもを養育した者に対する年金の配慮措置等も整備された。

仕事と家庭の両立を支援する保育サービスについても多様化が進んでいる。政府は託児所の受入能力の拡充に力を入れる方、1994年に認定保育ママを雇用する家庭に対する援助、在宅保育手当を導入し、一般家庭で認定保育ママの雇用が普及している。

また、労働者の出産・子育てを支援するための各種休暇（出産休暇、養育休暇、父親休暇、看護休暇）制度も整備されている。

このように、フランスでは、政府が労働者の出産や仕事と家庭の両立の支援に積極的な取組を見せており、合計特殊出生率（1.89/2000年）や出産後に働く女性のフルタイム雇用の割合（66.2%/2001年）が他の欧州諸国と比較しても高く、少子化を抑制しつつ女性の社会進出を促進することに成功している注3。そこで、本章では、フランスにおける家族政策、特に、家庭に対して直接行われる経済支援、仕事と家庭の両立支援、保育サービスについて、制度を概観するとともに、その問題点、近年における課題と最近の改革について記述することとする。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

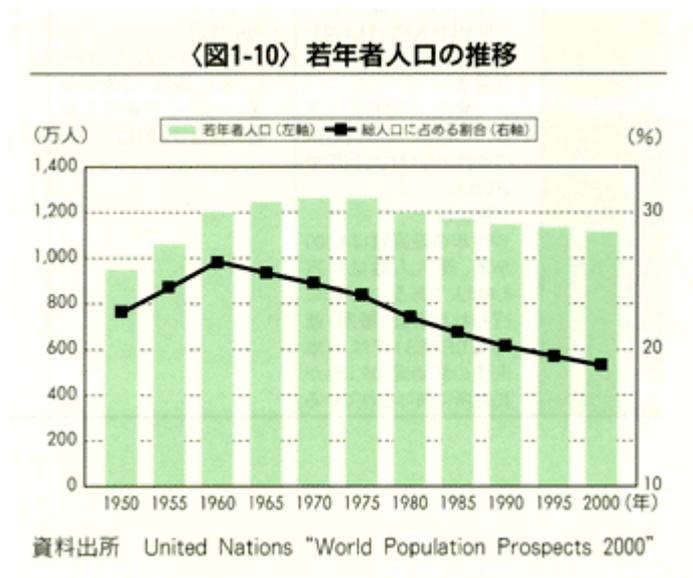
2 少子化の動向

(1) 人口の動向

2000年におけるフランスにおける若年人口（15歳未満）は1,115万7,000人と、全人口5,929万6,000人の18.8%を占める。

フランスでは第2次世界大戦後にベビーブームが続き若年者人口が大幅に増加したが、1960年代に入ると増勢が頭打ちとなり、1970年代半ば以降は減少傾向にある。また、総人口に占める若年者の割合は1960年代から低下し始めており、現在に至るまで下落傾向が続いている（図1-10）。

〈図1-10〉 若年者人口の推移



特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

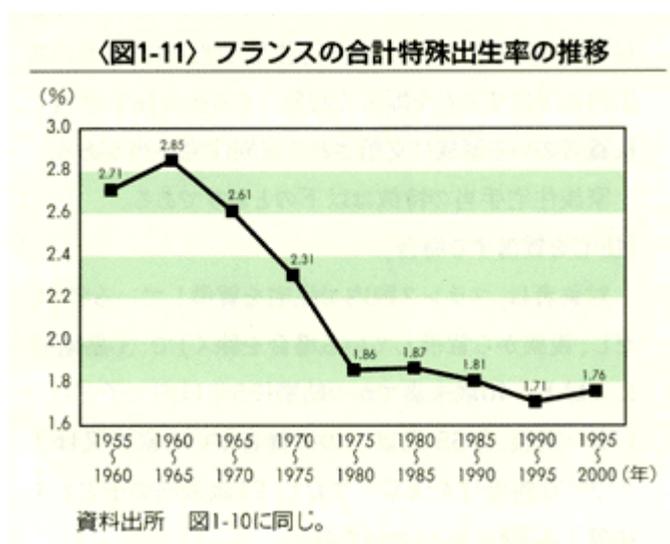
2 少子化の動向

(2) 出生率の動向

国際連合“世界の将来人口推計”によれば、フランスの合計特殊出生率は、1960年代前半に2.85まで上昇したが、その後1970年代後半に至るまで急速に低下し、人口を維持できる水準（約2.1）を割り込んで1.86にまで低下した。

しかし、その後は1.7から1.9の間で推移しており、一定の水準が維持されている（図1-11）。

〈図1-11〉フランスの合計特殊出生率の推移



特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

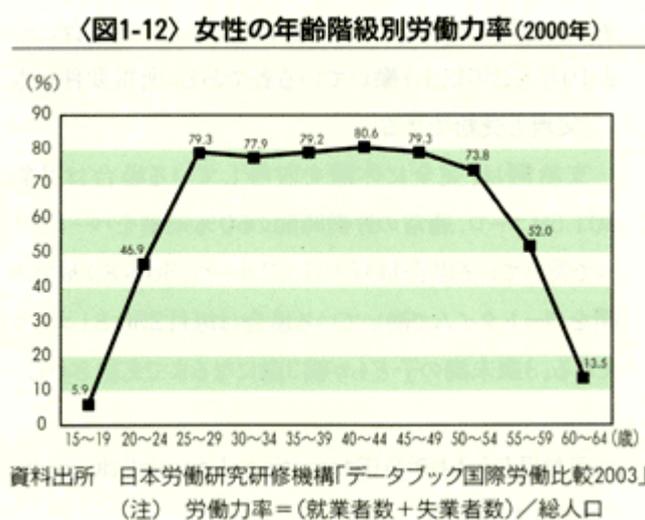
第1章 フランス

2 少子化の動向

(3) 女性の就業動向

フランスの女性の労働力率を年齢別に見ると、30歳代で落ち込むいわゆる「M字型」ではなく、25歳から49歳までほぼ80%前後で推移している（図1-12）。

〈図1-12〉女性の年齢階級別労働力率（2000年）



女性就業者を就業形態別に見ると、1990年代初頭まではフルタイム労働者の割合が多かったが、1992年に政府がパートタイム雇用に対する社会保障負担を軽減して以降、パートタイム労働者（注4）の割合が若干上昇した。OECD“労働力統計”によれば、女性の就業者のうち、パートタイム労働者（労働時間が週30時間未満の者）の割合は、1990年の21.7%から2001年には23.8%に上昇している。また、パートタイム労働者のうち、80.4%（2001年）が女性である。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

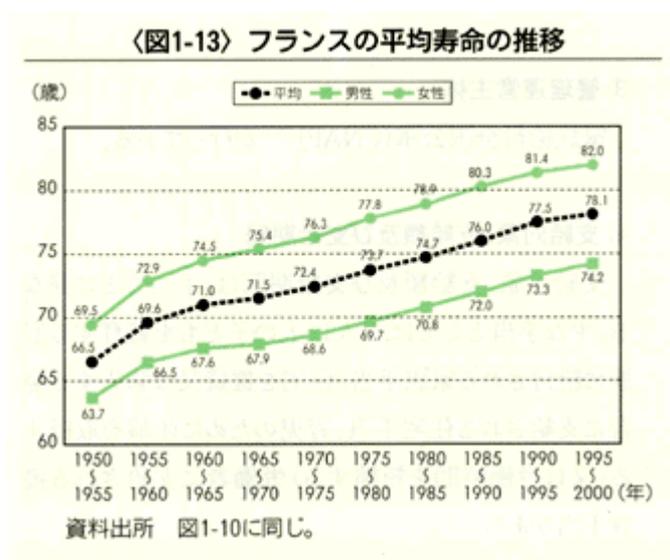
2 少子化の動向

(4) 平均寿命

フランスでは1950年代に急速に寿命が延び、1960年代前半には平均寿命が71.0歳と70歳を越えた。その後も着実に長寿化が進んでいる。1995年から2000年にかけての平均寿命は78.1歳である。

直近の男性の平均寿命は74.2歳、女性の平均寿命は82.0歳であり、両者には8歳程度の開きがある（図1-13）。

〈図1-13〉 フランスの平均寿命の推移



高齢化も徐々に進行しており、高齢化率（人口に占める65歳以上の者の割合）は2000年に16.0%と、1970年の12.9%から30年間で3.1ポイント上昇している。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

2 少子化の動向

(5) 平均出産年齢

フランスでは1980年代に晩産化の傾向が見られたが、近年、この傾向に歯止めがかかりつつある。出産した女性の平均年齢は、1983年に27.1歳、1993年に28.7歳と10年間で1.6歳上昇し、1998年には29.3歳と5年間で0.6歳上昇したが、その後はほぼ横ばいであり、2001年は29.4歳となっている。

なお、フランスでは晩婚化が進んでいる一方、結婚しなくても子どもを生む女性が多く、晩婚化がそのまま出生数の減少には結びついていない。2000年における出生数に占める非嫡出子の割合は43%と、全体の4割を超えている（1980年は20%）。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

3 育児に対する経済的支援

(1) 概要

育児に対する経済的支援は、多様な家族給付や所得税減税、社会保障面での優遇措置など多岐にわたる。また、家族給付の所得要件も厳しくなく、広く一般市民を対象にしている点が特色である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

3 育児に対する経済的支援

(2) 家族給付

1) 制度の概要

フランスの家族給付には30種類の手当があり、必ずしも生活困窮者や低所得者を対象としたものではなく、広く一般的な市民を対象としている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

3 育児に対する経済的支援

(2) 家族給付

2) 根拠法令

根拠法令は社会保障法典である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

3 育児に対する経済的支援

(2) 家族給付

3) 管理運営主体

家族給付全国公庫（CNAF）（注5）が行っている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

3 育児に対する経済的支援

(2) 家族給付

4) 支給対象、支給額及び支給期間

支給対象、支給額及び支給期間は、手当ごとに異なる。主な手当としては、2人以上の子どもを養育する家族に給付される家族手当、住宅を賃貸又は購入する場合に支給される住宅手当、育児のために休暇を取得する（又は労働時間を短縮する）労働者に支給される養育手当がある。

なお、養育手当は他の手当とともに整理統合され、2004年1月1日以降に生まれた子どもを持つ親に対しては、乳幼児迎え入れ手当が支給されるようになった（2003年12月31日以前に生まれた子どもに対しては、引き続き養育手当が支給される）。

a 家族手当（Allocation Familiales）

支給対象は、フランス国内に居住し、20歳未満の子どもを2人以上扶養している者である。所得要件はない。

支給額は、子ども2人の場合月額112.59ユーロ、3人の場合256.83ユーロ、4人以上の場合256.83ユーロに3人を越える子ども1人につき144.25ユーロが加算される。

また、11歳から16歳未満の子どもがいる場合子ども1人当たり31.67ユーロ、16歳以上20歳未満の子どもがいる場合子ども1人当たり56.29ユーロが加算される（ただし、子ども2人しかいない場合、最初の子どもについては加算されない）。

b 住宅手当（Allocation de Logement）

フランスの住宅手当は、社会保障法典により家族給付として位置づけられている。住宅手当には、フランス国内に居住する者を幅広く対象とする社会住宅手当と、扶養者のいる家族に支給される家族住宅手当がある。

家族住宅手当の特徴は以下のとおりである。

[住宅を賃借する場合]

対象者は、フランス国内で住宅を賃借している者（ただし、親族から賃借している場合を除く）で、

- 1)結婚時に夫婦とも40歳未満でかつ結婚後5年以内で子どもがいない家族、
- 2)65歳以上の扶養者がいる家族又は
- 3)すでに家族給付を受給しており、21歳未満の子どもを扶養する家族

のいずれかである。

支給額は、資産、既婚・未婚の別、住宅の状況・所在地、家賃、扶養家族の数に応じて決定され、要件を満たす限り支給される。

[住宅を購入・新築・改築する場合]

対象者は、フランス国内で住宅を購入する者である。

支給額は、資産、既婚・未婚の別、住宅の状況・所在地、住宅ローンの規模及び返済計画、扶養家族の数に応じて決定される。

各受給者の支給内容（支給額・支給期間等）については、最低年1回見直しが行われる。

c 養育手当 (Allocation parentale d' education、APE)

支給対象は、子どもを2人以上持ち、最年少の子どもが3歳未満である親で、育児のために仕事を休職又はパートタイムで働いており、最年少の子どもの出産から前の過去5年間で2年以上（子どもが3人以上いる場合は過去10年で2年以上）働いている者である。所得要件はない。父親も受給できる。

支給額は、完全に休暇を取得している場合は月額501.59ユーロ、通常の労働時間の50%未満をパートタイムで働いている場合毎月331.67ユーロ、50～80%の時間をパートタイムで働いている場合は毎月250.81ユーロである。3歳未満の子どもが満3歳になるまで支給される。

d 乳幼児迎え入れ手当 (Prestation d' accueilli du jeune enfant, PAJE)

この手当は、出産先行手当、基礎手当、補助手当（保育費用補助又は賃金補助）という3つの部分で構成される。

a) 出産先行手当

出産先行手当は、出産時に支給される。支給対象は、妊娠・出産した女性であるが、所得や子どもの数に応じて支給制限がある（表1-10）。妊娠14週目までに、医師の診断を受けた上で妊娠証明を家族手当公庫（CAF）に送付しなければならない。

〈表1-10〉 出産先行手当、基礎手当が支給される世帯年収上限

〈表1-10〉 出産先行手当、基礎手当が支給される世帯年収上限

子ども	有所得者が世帯で1人	有所得者が世帯で2人
1人	24,1291-0	31,8871-0
2人	28,9551-0	36,7131-0
3人	34,7461-0	42,5041-0
4人以上、1人増えるごとに	5,7911-0を加算	5,7911-0を加算

資料出所 CAF ホームページ(CAF については注5参照)

支給額は、808.31ユーロである。乳幼児手当（APJE、表1-13参照）は妊娠5か月目から毎月手当が支払われるが、出産先行手当は妊娠7か月目から出産1か月後の間に一括して支給される。

b) 基礎手当

基礎手当は、子どもが誕生してから3歳までの間、毎月161.66ユーロが支給される。所得や子どもの数に応じて、出産先行手当と同じ支給制限がある（表1-10）。

新生児は定期的に医師の診断を受けなければならない。

基礎手当については、支給対象となる所得の上限が乳幼児手当（表1-13）より大幅に引き上げられ、新たに20万家族が給付対象となる。これにより、3歳以下の子どもを持つフランスの家族の80～90%が支給対象となると見込まれている。

c) 補助手当

補助手当は、子どもの保育方法により決定する。親が子どもを認定保育ママに預けて保育する場合には保育費用補助が、休暇又は労働時間を減らして自分で育児をする場合には賃金補助が給付される。

(ア) 保育費用補助

従来 of 在宅保育手当と認定保育ママ雇用補助を統合した給付である。認定保育ママ等を雇用して6歳未満の子どもを1人以上預けながら働いている親に支給される。支給額は、所得、子どもの数、預ける子どもの年齢によって異なる（表1-11）。

〈表1-11〉 保育費用補助の支給額

		所得区分		
		14,349未満	14,349～31,887	31,887超
子どもの数	1人	14,349未満	14,349～31,887	31,887超
	2人	16,521未満	16,521～36,713	36,713超
	3人以上、1人増えるごとに	2,606加算	5,791加算	5,791加算
3歳未満の子どもを預ける場合の支給額		354.19	253	151.78
3歳以上6歳未満の子どもを預ける場合の支給額		177.11	126.52	75.89

資料出所 表1-10に同じ。

(イ) 賃金補助

従来 of 養育手当に相当する。支給対象は3歳未満の子どもが1人以上いる家族すべてで、養育手当における「子ども2人以上」という条件は適用されない。一方、休暇を取得する親は、子どもが1人であれば取得前の2年間、子どもが2人であれば取得前の4年間のうち2年間以上、子どもが3人以上いる場合は取得前5年間で最低2年以上勤務していなければならないという条件を新たに設定した。

支給額は、勤務状況に応じて決まる（表1-12参照）。

〈表1-12〉 賃金補助の支給額

	基礎手当を受給している	基礎手当を受給していない
完全に休暇を取得している場合	339.94	501.59
労働時間が通常の50%未満の場合	219.75	381.42
労働時間が通常の50～80%の場合	126.77	288.43

資料出所 表1-10に同じ。

支給期間も子どもの数によって異なる。第一子が生まれた家族には最長6か月間支給される。子どもが2人以上いる家族は、対象となる子どもが満3歳になる前の月まで給付を受けることができる。

なお、乳幼児迎え入れ手当の導入に伴い、2004年1月1日以降に子どもを生んだ親に対しては乳幼児手当、養育手当、在宅保育手当、認定保育ママ雇用補助、養子給付は支給されなくなる（2003年12月31日までに子どもを生んだ親に対しては引き続き支給される）。

家族手当、住宅手当、養育手当、乳幼児迎え入れ手当以外の家族給付の概要は表1-13のとおりである。

〈表1-13〉 家族給付の概要（家族手当、住宅手当、養育手当を除く）

〈表1-13〉 家族給付の概要（家族手当、住宅手当、養育手当を除く）

2004年2月現在

名称	支給対象	支給額	支給制限等
家族補足手当	3歳以上21歳未満の未就業の子どもを3人以上扶養している者	月額146.54ユーロ	所得制限がある。有所得者1人子ども3人の場合、年収25,363ユーロ(子どもが1人増えるごとに4,227ユーロを加算)以下、有所得者2人で子ども3人の場合、年収31,026ユーロ(子どもが1人増えるごとに4,227ユーロを加算)以下でなければならない。
新学年手当	2月1日時点で6歳以上、9月15日時点で18歳未満の子どもを養育する者	子ども1人当たり250.30ユーロ	所得制限がある。子ども1人の場合年収16,414ユーロ、子ども2人の場合年収20,202ユーロ、子ども3人の場合年収23,990ユーロ(以下、子どもが1人増えるごとに3,788ユーロを加算)以下でなければならない。年1回支給される。
乳幼児手当 (APJE)	妊娠している者又は3歳未満の子どもが1人以上いる者(子どもが2003年12月31日以前に生まれていることが条件)	子ども1人につき月額161.66ユーロ	所得制限がある。有所得者1人の場合、子どもが1人ならば年収17,613ユーロ、子どもが2人ならば年収21,136ユーロ、子どもが3人ならば年収25,363ユーロ(子どもが1人増えるごとに4,227ユーロを加算)以下、有所得者2人の場合、子どもが1人ならば23,276ユーロ、子どもが2人ならば年収26,799ユーロ、子どもが3人ならば年収31,026ユーロ(子どもが1人増えるごとに4,227ユーロを加算)以下でなければならない。妊娠14週目までに、医師の診断を受けた上で妊娠証明を家族手当公庫に送付しなければならない。新生児も定期的に医師の診断を受けなければならない。支給期間は、妊娠5か月目から子どもが3歳になる直前の月まで。
一人親手当 (API)	一人で子どもを育てる親(独身者、寡婦(夫)、離婚者)、妊娠中の単身女性等	所得制限額と実際の所得との差額	実質的な夫婦関係にある同居人がいないことが条件である。所得制限があり、子どもが1人の場合直近3か月の総収入の平均が707.19ユーロ(子どもが1人増えるごとに176.80ユーロ加算)以下、妊娠中の女性は月収530.39ユーロ以下。離婚、死別等から6か月以内に申請し、12か月連続で支給される。また、12か月支給された後でも最年少の子どもが3歳未満であれば、当該子の3歳の誕生日になるまで支給される。家賃の支払い又はローンの返済をしている場合は、別途家賃補助が加えられる。
在宅保育手当 (AGED)	自宅で6歳未満の子どもを1人以上預けるために人を雇用し、働いている親あるいは単身者(子どもが2003年12月31日以前に生まれていることが条件)	右欄参照	所得に応じて支給額が異なる。支給額は、①3歳未満の子どもを預ける場合：年収35,335ユーロ以上の家庭は社会保険料の50%(上限1,050ユーロ)、年収35,335ユーロ未満の家庭は社会保険料の75%(上限1,574ユーロ)、②3歳以上6歳未満の子どもを預ける場合：社会保険料の50%(上限525ユーロ) 親が雇用されている場合は3か月で最低1,060.77ユーロの所得を得ていることが条件となる。
女性の職業復帰援助	6歳未満の子どもを1人以上養育しており、再就職、会社新設、職業訓練受講を開始した母親	子どもが全員就学：305ユーロ、1人以上未就学：460ユーロ(注1)	無期限雇用契約又は2か月以上の有期雇用契約による雇用であること、賃金は税・社会保険料込み月額1,295.82ユーロ以下であることが条件である。公共職業安定所から支給される。
出産休暇手当	出産休暇を取得している者	日給(税・社会保険料込み賃金)の80%	医療保険から支給される。
子どもに付き添うための手当 (APP)	重病、重度の身体障害がある子ども、あるいは事故にあった子どもを持つ親で、仕事を休職するか労働時間を短縮しなければならない者	右欄参照	仕事を休む場合、カップル：月823.31ユーロ、一人親：月977.68ユーロ パートタイムで働く場合、カップル：月411.68ユーロ、一人親：月514.58ユーロ 通常の労働時間の50~80%未満働く場合、カップル：月250.81ユーロ、一人親：月331.67ユーロ 求職者、有償の職業教育受講者も受給できる(受給を希望する場合求職活動又は職業教育の受講を断念しなければならない)。
認定保育ママ雇用補助 (AFEAMA)	6歳未満の子どもを持ち、認定保育ママを直接雇用する親(子どもが2003年12月31日以前に生まれていることが条件)	右欄参照	所得に応じて支給額が異なる。毎月の支給額は、①3歳未満の子どもを預ける場合：年収18,055ユーロ(子どもが1人の場合。子どもが1人増えるごとに4,167ユーロ加算)以上の家庭は135.68ユーロ、年収13,131ユーロ(子ども1人の場合。子どもが1人増えるごとに3,030ユーロ加算)~18,055ユーロ未満の家庭は163.39ユーロ、年収13,131ユーロ未満の場合206.63ユーロ、②3歳以上6歳未満の子どもを預ける場合：①と同様の年収区分で、年収の高い順に、67.69、81.69、103.34ユーロが支給される。
個人住宅補助	住宅を新築、増改築し、ローンを返済している者	右欄参照	支給額は、資産、既婚・未婚の別、住宅の状況・所在地、住宅ローンの規模及び返済計画、扶養家族の数に応じて決定される。毎月ローンの融資先に支払われる。各個人はローンの返済額が減額される。支給内容(支給額・支給期間等)については、最低年1回見直しが行われる。

資料出所 CAFホームページ、林雅彦「フランスの家族政策、両立支援政策及び出生率上昇の背景と要因」2003年2月(日本労働研究機構)

(注1) ここでいう「就学」とは幼稚園以上の学校に通っていることを意味する。フランスでは、3歳から幼稚園に通うことが多い。

(注2) この他にも、養子縁組した親に給付される養子手当、障害のある20歳未満の子どもを持つ親に対する特別教育手当などがある。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

3 育児に対する経済的支援

(2) 家族給付

5) 財源

2002年の家族給付の財源は、総額458億4,000万ユーロである。このうち、企業からの拠出金（注6）272億7,000万ユーロと全体の59.5%を占め、一般福祉税（Contribution Sociale Generalisee ; CSG）（注7）が94億8,000万ユーロと全体の20.7%を占める。この他国庫からの拠出金が52億3,000万ユーロ（全体の11.4%）、国による企業の社会保障減免部分の補填（注8）33億1,000万ユーロ（同7.2%）、一般福祉税以外の税5億5,000万ユーロ（同1.2%）である。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

3 育児に対する経済的支援

(2) 家族給付

6) 実績

2002年の主な家族給付（家族給付全国公庫が支給するもの）の給付額を手当別に見ると表1-14のとおりである。

〈表1-14〉 2002年における主な家族給付の給付状況

	給付額 (1億ユーロ)	支給対象者数 (人、世帯)	1人当たり給付額 (ユーロ)
家族手当	99.6	4,210,391	2,366
乳幼児手当	26.3	1,297,917	2,026
家族補足手当	13.9	829,412	1,676
新学年手当	12.4	2,859,442	434
在宅保育手当	1.1	52,832	2,082
認定保育ママ雇用援助	19.9	591,050	3,367
養育手当	27.3	511,904	5,333
個人住宅補助	58.9	2,601,677	2,264
社会住宅手当	37.2	2,088,000	1,782
家族住宅手当	31.1	1,192,268	2,608
一人親手当	7.9	179,726	4,396
子どもに付き添うための手当	0.2	2,314	8,643

資料出所 CNAF "Temps Forts et Chiffres Cles"

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

3 育児に対する経済的支援

(3) 出産費用の負担

社会保障の一般制度被保険者又は被保険者の扶養家族は、妊娠及び出産に関連した医療費を、医療保険の下にある出産保険から支給される。まず被保険者は医者¹に治療費を全額支払い、その後医療保険金庫（注9）に請求する。医療費、薬品代、医療器具費用、入院費については全額、出産準備講習費用等については一部払い戻される。

なお、公立病院で出産する場合、入院費と医療報酬は12日間を限度として出産保険が全額負担し、医療保険金庫が直接公立病院に支払う。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

3 育児に対する経済的支援

(4) 税制上の優遇措置

1) 所得税

フランスでは所得税の課税単位が原則として世帯である。納税額は、世帯の所得を、世帯の人数（子どもは2人目までは2分の1人、3人目以降は1人として計算）で除した金額に税率を乗じ、再び世帯の人数を乗じた額で求める。税率は累進的であり、子どもが多い世帯ほど税負担が軽減される。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

3 育児に対する経済的支援

(4) 税制上の優遇措置

2) 家庭内雇用に対する税控除

認定保育ママなど家庭内の使用のために1人をフルタイムあるいはパートタイムで雇用し、賃金を支払う場合、税控除が受けられる。控除額は年間6,900ユーロを上限として、支払額の50%である。

1991年に導入され、1992年及び1994年に控除率が引き上げられた。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

3 育児に対する経済的支援

(4) 税制上の優遇措置

3) 自宅外での保育費用に対する減税措置

フルタイム労働者又は労働時間が通常の労働時間の50%以上であるパートタイム労働者、勤労収入のある一人親等については、7歳未満の子どもを自宅外に預ける場合、預けるために要した費用（子ども1人につき2,300ユーロが上限）の25%に相当する額が減税される。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

3 育児に対する経済的支援

(5) 年金上の優遇措置

フランスの年金受給額は、平均賃金（保険料拠出期間で最も有利な一定期間の平均年間賃金。平均賃金を算出する期間は1994年から2008年まで毎年1年ずつ延長されており、2008年からは25年になる）に保険料の拠出期間（四半期）を160で除した数値と乗数を掛けて算出されるが、育児をした場合、以下の優遇措置が講じられている。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

3 育児に対する経済的支援

(5) 年金上の優遇措置

1) 拠出期間算出における優遇措置

子ども1人につき、保険料の拠出期間1年ごとに1四半期、最大で8四半期が実際の拠出期間に加算される。

また、育児休業を取得した親は、育児休業期間と同じ期間が拠出期間に加算される。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

3 育児に対する経済的支援

(5) 年金上の優遇措置

2) みなし乗数の適用

保険料の拠出期間は最長で160四半期（40年間）である。

乗数は、被保険者が160四半期という最長拠出期間を満たした場合の50%が最高であり、拠出期間が1四半期短くなるごとに2.5%減少する。最低は25%である。

ただし、3人以上の子どもを16歳になるまでに9年間以上育てた親については、

- 1)30年以上の被保険者期間があること、
- 2)年金受給前15年間のうち5年以上労働に従事していること、
- 3)年金受給権を得た日に働くことを辞めていること、

を条件に、50%の乗率が適用される。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

3 育児に対する経済的支援

(5) 年金上の優遇措置

3) 年金額の加算

子どもを3人以上育てた場合、上記の式で計算した年金受給額に10%加算された額が支給される。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

4 子育てと仕事の両立支援

(1) 概要

フランスでは、子育てと仕事の両立支援は重要な政策課題として位置づけられている。子育てや家庭と仕事の選択は個人が自由に行うべきであり、そのための環境作りが重要であるという認識が広まりつつあり、両立支援は政策課題としても近年重視されつつある。

両立支援策について明確な定義はないが、ここでは、仕事を持ちながら子どもを養育する人のための休暇制度等について紹介する。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

4 子育てと仕事の両立支援

(2) 出産休日

1) 概要

雇用され、出産予定のある女性は出産の前後で休暇を取得できる。出産後の6週間を含め、最低計8週間の休暇を取ることが義務づけられている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

4 子育てと仕事の両立支援

(2) 出産休日

2) 根拠法令

根拠法令は労働法典である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

4 子育てと仕事の両立支援

(2) 出産休日

3) 制度の対象及び要件

企業等に雇用され、出産予定及び出産後の女性である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

4 子育てと仕事の両立支援

(2) 出産休日

4) 休暇期間

休暇の最長期間は、出産予定日に先立つ6週間、出産後の10週間の計16週間である（3人目の子どもからは出産予定日前8週間、出産後18週間の計26週間、双子の場合は出産予定日前12週間、出産後22週間の計34週間。三つ子以上の場合は出産予定日前24週間、出産後22週間の計46週間）。妊娠あるいは出産を原因とする疾病により、医師の診断により出産休暇を延長することができる。出産が遅れたことで出産後の休暇期間が短縮されることはない。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

4 子育てと仕事の両立支援

(2) 出産休日

5) 休業中の給付

出産休暇期間中は、社会保障制度により出産休暇手当（税・社会保険料込み賃金の80%）が支給される。労働協約により、賃金が全額支給されるケースもあり、その場合、企業が賃金と出産休暇手当の差額を負担する。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

4 子育てと仕事の両立支援

(2) 出産休日

6) 使用者の義務

使用者は、妊娠中の労働者を、出産後の6週間を含め出産前後8週間は労働させることができない。

休暇中の女性を解雇することも禁止されている。

出産休暇後復職する場合、企業は休暇前と同様の仕事に就かせなければならない。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

4 子育てと仕事の両立支援

(3) 養育休暇

1) 概要

労働者が子どもの育児や教育に携わる場合に取得できる長期間の休暇である。休暇ではなく、パートタイム労働を選択することも可能である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

4 子育てと仕事の両立支援

(3) 養育休暇

2) 根拠法令

根拠法令は、労働法典である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

4 子育てと仕事の両立支援

(3) 養育休暇

3) 制度の対象及び要件

対象は、1年以上同じ企業で働き続けており、子どもが生まれた、あるいは16歳未満の子どもを養子にした全ての賃金労働者である。父親、母親とも取得でき、両方が同時にあるいは交代で取得できる。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

4 子育てと仕事の両立支援

(3) 養育休暇

4) 休暇期間

休暇の取得方法は、

- 1)1～3年休職する、
- 2)パートタイム労働（週16～32時間）に移行する、
- 3)職業教育を受ける、

のいずれかの方法又はその組み合わせである。休暇期間は、出産の場合は子どもが満3歳になるまで、3歳未満の子どもを養子にした場合は最長3年間、3歳以上16歳未満の子どもを養子にした場合は養子とした日から1年間である。

養育休暇中に次の子どもが生まれた場合、当該養育休暇の終了日を起点として次の子どもを対象とする養育休暇を取得できる。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

4 子育てと仕事の両立支援

(3) 養育休暇

5) 休暇中の給付

休暇期間中は賃金が支払われない。ただし、2人目の子どもからはこの休暇の取得者は養育手当の対象となる。なお、乳幼児迎え入れ手当の導入により、1人目の子どもから賃金補助が支給されることとなった。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

4 子育てと仕事の両立支援

(3) 養育休暇

6) 使用者の義務

使用者は、要件を満たす労働者から休暇取得の申請があれば、休暇の取得を認めなければならない。労働者が休暇取得後復職する場合、休暇取得前と同じ又は同等の仕事に戻さなければならない。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

4 子育てと仕事の両立支援

(4) 子どもに付き添うための休暇

1) 概要

病気や事故に遭った子どもを持つ親が、子どもに付き添うために取得する休暇である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

4 子育てと仕事の両立支援

(4) 子どもに付き添うための休暇

2) 根拠法令

根拠法令は、労働法典である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

4 子育てと仕事の両立支援

(4) 子どもに付き添うための休暇

3) 制度の対象及び要件

重病、重度の障害を持つ子ども、事故に遭った20歳未満の子どもを持つ親が、子どもに付き添う場合に取得できる。重病等につき医師の証明書を雇用主に提出することが必要である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

4 子育てと仕事の両立支援

(4) 子どもに付き添うための休暇

4) 休暇期間

1回の休暇期間は最長4か月であり、2回更新することができる。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

4 子育てと仕事の両立支援

(4) 子どもに付き添うための休暇

5) 休職中の給付

休暇中は「子どもに付き添うための手当」（表1-13参照）が支給される。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

4 子育てと仕事の両立支援

(4) 子どもに付き添うための休暇

6) 使用者の義務

使用者は、要件を満たす労働者から休暇取得の申請があれば、休暇の取得を認めなければならない。労働者が休暇取得後復職する場合、休暇取得前と同じ又は同等の仕事に戻さなければならない。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

4 子育てと仕事の両立支援

(5) 勤務時間の短縮

養育休暇の取得方法として、正社員よりも勤務時間の短いパートタイム労働を選択することができる
((3) 参照) 。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

4 子育てと仕事の両立支援

(6) 父親休暇

1) 概要

父親と母親の責任を均等にすることを目的に2002年から導入された（注10）。出産から4か月以内に父親がまとまった休暇を取得できる制度である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

4 子育てと仕事の両立支援

(6) 父親休暇

2) 根拠法令

根拠法令は、労働法典である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

4 子育てと仕事の両立支援

(6) 父親休暇

3) 制度の対象及び要件

対象は、労働者、職業教育を受講している者、失業手当を受給している失業者で、子どもが生まれた父親である。休暇に入る1か月前までに雇用主に休暇を取得すること及び復帰の日時を予告する必要がある。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

4 子育てと仕事の両立支援

(6) 父親休暇

4) 休暇期間

休暇日数は11日間（双子以上の場合は18日間）である。子どもの誕生から4か月以内に連続して取得しなければならない。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

4 子育てと仕事の両立支援

(6) 父親休暇

5) 休職中の給付

休暇中は社会保障制度の家族部門から税・社会保険料込み賃金の8割が支給される。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

4 子育てと仕事の両立支援

(6) 父親休暇

6) 使用者の義務

法律上特に規定はない。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

5 保育サービス

(1) 概要

フランスでは、保育サービスは主に3歳未満の子どもを対象としている（注11）。

フランスでは、乳幼児を保育サービスを利用しない親と託児所等保育サービスを利用する親の割合は拮抗していると言われている。有償の保育サービスを提供しているのは、主に託児所（特に集団託児所）と認定保育ママである。集団託児所の多くは市町村が運営しており、1990年代半ばまでは保育サービスの中心であった。しかし、施設を設置する市町村の財政難のため集団託児所の受入能力が頭打ちとなった。そこで、政府は1994年の家族関連法により、認定保育ママを雇用する家庭に対する援助、在宅保育手当を導入し、家庭における託児支援を重点的に行った。

このため、1998年には、認定保育ママが預かることのできる子どもの数が72万4,100人（1990年は24万6,000人）と、集団託児所の13万8,400人の5倍以上となった。

しかし、認定保育ママは資格要件が緩く、集団託児所と比較してサービスの質が低いという利用者の評価も多い。こうした評価を背景に、政府は2001年から2004年までに、新たに託児所の受入能力を25万人分拡充する予定である。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

5 保育サービス

(2) 施設におけるサービス

1) 集団託児所 (Creches Collectives)

a 概要

県の認定を受けた託児所であり、託児施設の中では最も一般的な施設である。

所長は国家資格である「ピュエリキュルトゥリス」（乳幼児専門の看護師）保持者であり、職員の半数以上が「ピュエリキュルトゥリス補助」の資格を持たなければならない。

利用時間が固定される等利便性に欠けるものの料金が安い市町村立の託児所は利用希望者が多く、妊娠したらすぐ市町村に申込み女性も多い。

子どもは週末以外、毎日預けることができる。

1か所当たりの定員は15～80名である（注12）。

b 設置・運営主体

市町村、民間企業、非営利団体が運営しているが、市町村が運営している託児所が一般的である。

c 財源・料金

家族給付全国公庫が各市町村に補助金を給付し、各市町村は自らが運営する集団託児所や非営利団体が運営する集団託児所に補助金を給付する。民間企業が運営する集団託児所に対しては、補助金は給付されない。

パリ市が運営する集団託児所では、料金は1か月1人30ユーロから570ユーロであり、親の所得によって料金が決定する（親の収入が多いほど料金が高くなる）。一方、パリ市内の民間集団託児所が子ども1人を1か月預かる場合、平均的な料金は約1,500ユーロである。

d 利用資格

市町村立の託児所の利用者は、託児所が設置されている市町村の住民でなければならない。通常生後2か

月の乳児から3歳未満の乳幼児を受け入れる。

e 設置数

1999年における設置数は4,300か所、収容人数は13万8,400人である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

5 保育サービス

(2) 施設におけるサービス

2) ファミリー託児所 (Creches Familiales)

a 概要

ファミリー託児所では認定保育ママを採用し、採用された認定保育ママは2か月半から3歳までの乳幼児を自宅で預かる。子どもが2歳半になると認定保育ママが週に数回子どもを連れてファミリー託児所に通う。定期的に託児所の職員（「ピュエリキュルトゥリス」の資格を持つ）が認定保育ママの自宅を訪問し、保育環境に問題がないか確認することとなっている。

利用者は認定保育ママを直接雇用しないので、個人的に雇用する場合のように募集や雇用手続きを行わないで済む。また、保育時間も集団託児所より柔軟である。

b 設置・運営主体

県が認定し、市町村、民間企業、非営利団体が運営している。

c 財源・料金

集団託児所と同様である。

d 利用資格

集団託児所と同様である。

e 設置数

1999年における設置数は1,103か所、収容人数は6万900人である。

2003~2004年 海外情勢報告

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

5 保育サービス

(2) 施設におけるサービス

3) ペアレント託児所

a 概要

3歳未満の子どもの親が共同で組織、運営する託児所である。親が交代で子どもの保育を行う。県が認定し、母子保護センター（注13）の監督を受ける。

b 設置・運営主体

子どもを預ける親が構成するアソシエーション（注14）が行う。

c 財源・料金

集団託児所と同様である。

d 利用資格

利用者はアソシエーションに加入しなければならない。

e 設置数

1999年における設置数は740か所、収容人数は8,500人である。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

5 保育サービス

(2) 施設におけるサービス

4) アルト・ギャルドリ

a 概要

毎日ではなく、時間単位又は半日単位で子どもを預けることができる施設である。

利用するには予約が必要である。

責任者はピュエリキュルトゥリス、ソーシャルワーカー、看護師、助産師でなければならない。

b 設置・運営主体

県が認定し、市町村、民間企業、非営利団体が運営している。

c 財源・料金

集団託児所と同様である。

d 利用資格

集団託児所と同様である。

e 設置数

1999年における設置数は4,804か所、収容人数は6万8,100人である。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

5 保育サービス

(3) 在宅サービス：「認定保育ママ」制度

1) 概要

「認定保育ママ」制度は、1977年に制定された。認定保育ママは職業教育の後、県の管轄下の母子保護センターが認定する。

母子保護センターは、認定に当たり、1人の認定保育ママが預かることができる子どもの人数を、本人の能力等を考慮して決定する（最高3人）。資格の有効期間は5年間で、更新可能である。

認定保育ママに子どもを預けようとする親は、認定保育ママとの間で雇用契約を結ぶ。認定保育ママは、契約した親の子どもを、認定保育ママの自宅又は契約した親の自宅で預かる。

1999年1月1日における認定者数は30万7,000人である。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

5 保育サービス

(3) 在宅サービス：「認定保育ママ」制度

2) 料金

料金は一般的に公立の託児所より高いと言われている。政府からは、認定保育ママを雇用する者に対して、認定保育ママ雇用補助又は乳幼児迎え入れ手当の保育費用補助が支給される。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

5 保育サービス

(3) 在宅サービス：「認定保育ママ」制度

3) 利用資格

特にない。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

5 保育サービス

(4) 利用状況

政府の担当者によれば、2003年における0～3歳の子ども230万人のうち、親が保育サービスを利用していないのは100万人で、全体の約43.5%を占めるに過ぎない。50万人は認定保育ママ、20万人が託児所、30万人は幼稚園（早期教育）に預けられており、その合計は親が保育サービスを利用しないケースに匹敵する。残り30万人については政府でも把握していない（親戚、知り合い等に預けられている模様である）。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

6 多様な働き方を実現するための取組み

(1) 労働時間の減少

労働時間の長さも多様な働き方の実現に大きく影響するが2001年におけるフランスの年間総労働時間（製造業・生産労働者）は1,554時間と、主要先進国の中でも比較的短い。年間総労働時間は1990年代半ばまで1,680時間前後で推移していたが、1998年に週35時間労働奨励法が公布され、その後急速に労働時間が減少している。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

6 多様な働き方を実現するための取組み

(2) フレックスタイム

1日の勤務時間は労使協約で定められる場合が多いが、労使が合意すれば、個々の労働者の勤務時間を自由に選択できる制度を導入することができる。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

6 多様な働き方を実現するための取組み

(3) サバティカル休暇制度

フランスの長期休暇には、目的別の休暇（「企業の創設又は再生のための休暇」、「職業教育休暇」）のほかに、使途に制限がないサバティカル休暇がある。

サバティカル休暇は、

- 1)そのとき勤めている企業における勤務年数が3年間以上、かつ通算の勤務年数が6年以上であり、
- 2)そのとき勤めている企業で過去6年間に長期休暇を利用していない労働者

が利用できる、6か月～11か月の長期休暇である。使途は自由であり（ただし競業禁止義務あり）、休暇取得後は元と同じ仕事又はそれに類する仕事に復帰でき、元と同等又はそれ以上の給与が支給される。

使用者は同時期にサバティカル休暇を取得する従業員の人数が一定の水準を超える場合に休暇の取得時期を遅らせることができ、その従業員がいなくなると企業の円滑な業務に支障が出る場合には休暇の取得を拒否することができる。

休暇中は無給である。なお、2003年、有給休暇を積み立てて（年間最大22日）無給休暇の際の給与補償に充てる休暇貯蓄制度が導入された。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

6 多様な働き方を実現するための取組み

(4) 世代間ワークシェアリング

フランスでは、1980年代初頭に、高齢世代の勤務時間を削減し、若年失業者等の追加雇用を実現することを目的とした世代間のワークシェアリングを推進する施策が講じられた。

1982年に労働法典が改正され、週当たり労働時間が40時間から39時間に引き下げられると同時に、早期退職制度が導入され、55歳以上60歳未満の労働者が自発的に退職・引退し、退職から3か月以内に他の労働者が新規に雇用された場合、引退した労働者に対して60歳になるまで年金手当が支給されるようになった。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

7 これまでの制度改革

全国家族会議

全国家族会議は、家族政策の進捗状況を報告するとともに、新たな家族政策を発表する場として、1982年に第一回会議が開催された。1994年には「家族に関する法律」に基づく会議として開催が義務づけられ、1998年には関連省庁間の調整を行う家族問題省庁横断組織が設置され、会議を所管している。

会議は首相が主催し、関係大臣、国民会議の文化・家族・社会問題委員会委員長、上院の社会問題委員長、労使団体、家族問題の分野で働くNGO等が参加する。

会議が新たな政策を公表する場となっているため、新政策の公表に向け、会議の開催数か月前から関係省庁、関係団体が事前に折衝を行っている。

フランス家族問題全国連合（UNAF）

フランスでは家族問題に関して様々なNPOや宗教団体が活動を行っている。その中で最も大きな組織がフランス家族問題全国連合（UNAF）である。

フランス家族問題全国連合はNPOや宗教団体を加盟単位とするNPOである。2004年1月における加盟団体数は約8,700、加盟団体に加入する家族の合計は約100万世帯である。

主な活動は、家族問題について加入団体の意見を集約し国の政策に反映させるための働きかけである。独自の研究所を持ち、家族問題について調査研究も行っており、フランスの家族問題について大きな影響力を持っている。

また、他のNPOと異なり、フランス家族問題全国連合は、国に対して一定の義務を果たさなければならない。現在、

- 1) 諮問に対する答申（国から諮問された事項について答申しなければならない）、
- 2) 立法・司法への協力（立法について意見を表明しなければならない、また、家族問題に関する裁判において家族の権利を守らなければならない）、
- 3) 国の家族政策の評価、

等の義務を負う。このため、社会保障財源法（1951年法）により、国から毎年家族手当総支給額の0.1%が支給されている。

パリ市の託児所増設計画

パリ市のドラノエ市長は、託児施設の受入能力拡充が市政の最も重要な課題であると訴え、2001年の市長選挙に当選した。就任後、自らの公約を実現するため、託児所の増設計画を立案し、受入能力拡充に取り組んでいる。

パリ市の託児所、認可保育ママ、幼稚園等の受入能力を合計し、共働きの親（一人親を含む）の子ども数を引くと4,500人になるため、4,000～5,000人分の受入能力の拡大を目標としている。

増設に当たっては、公的機関にしか子どもを預けられない経済的に裕福でない人が多い区において重点的に整備を行う方針である。また、親もなるべく自宅の近くに子どもを預けたいと考えていることから、全ての人が自宅から歩いて15分以内の場所に託児所があることを最終的な目標にしている。

託児所の増設に際しては、場所の確保が困難である。法律により、託児所の面積は子ども1人当たり10m²以上、子どもを60人以上受け入れることができなければならないが、パリ市で600m²の面積を確保するのは至難の業である。そこで、低所得者住宅の1階に託児所を設置したり、市営アパートを託児所に改修したりしている。閉鎖された企業内託児所の施設を利用して開設した一般市民向けの託児所の運営をNPOに委託するなど、NPOとも積極的に協力している。NPOから提案のあったインターネットカフェ、パン屋の改修による託児所の増設が実現している。

受入能力の拡大に伴い、保育資格を持つ職員の採用を拡大する必要にも迫られた。市では、小児専門看護師学校で広報を行うとともに、卒業後3～5年託児所で働くことを条件に学生に対して経済的支援を行ったり、学生に研修生として託児所で勤務してもらったりして、人員を確保している。学生を1～2年間雇用する若年者向け職業訓練制度も活用している。

市長就任後2004年1月までの間に、受入能力は約1,900人分増加した。市当局者によれば、（現市長の任期が満了する）2007年までには目標を達成したいとのことである。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

7 これまでの制度改革

(1) 出産・育児を巡る課題

フランスは家族に対する経済的支援等に積極的に取り組んできており、一連の施策は合計特殊出生率の上昇に見られるように、出生の促進に有効であったと考えられる（注15）。

しかし、育児を行う親の立場からは、達成されていない課題も多い。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

7 これまでの制度改革

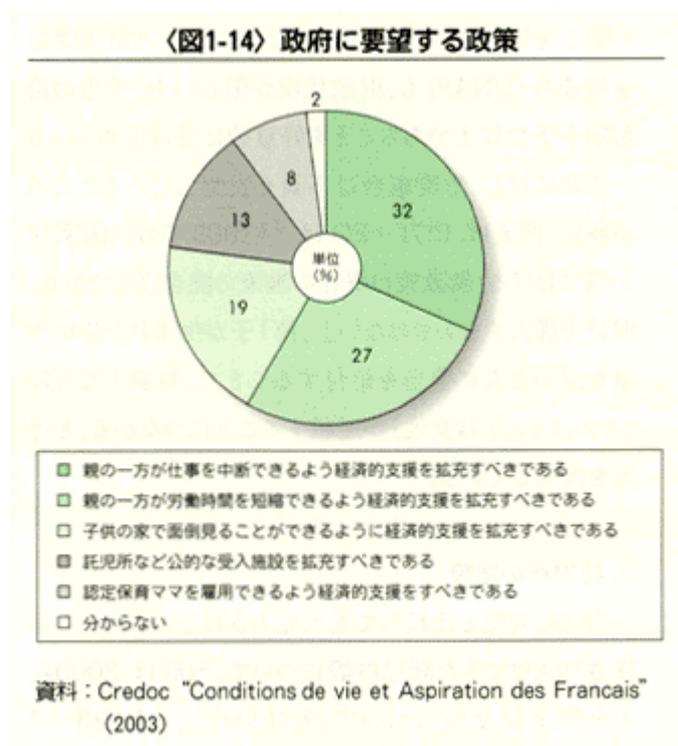
(1) 出産・育児を巡る課題

1) 取得しにくい育児休暇

希望どおり育児休暇が取得できない理由として、休暇により所得が減少すること、休暇取得後の復職が不透明であること等が考えられる。

育児休暇中、賃金は支払われず、養育手当も2人目の子どもから支給される。家族給付全国公庫の委託で行われたアンケート調査でも、政府に求める政策として、休暇や労働時間短縮を可能とする経済的支援を求める人が最も多い（図1-14）。

〈図1-14〉 政府に要望する政策



また、育児休業後の復職については、法律上は保証されているものの、実際には休暇取得後に復職できるとは限らない。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

7 これまでの制度改革

- (1) 出産・育児を巡る課題
 - 2) 託児方法
-

共働きで、養育休暇を3年間取得しない場合、あるいは休暇を取得せずに仕事を続ける場合には、有料で他人に子どもを預けなければならない。こうした世帯は核家族化が進んでいる都市部で特に多いと思われる。

しかし、公立託児所は、入所希望者に対して受入能力が不足している。5 (4) で見たように、3歳未満の子ども230万人のうち、託児所に預けられるのは20万人に過ぎず、30万人はどこに預けられているかも把握されていない。また、両親が共働きである3歳未満の子ども100万人のうち、20%弱が預ける場所がない、と言われている。

また、公立託児所については、料金が比較的安いものの、子どもを預かる時間が固定されている等様々な規制があり不便である。他方、認定保育ママは親の仕事に合わせて保育をする等柔軟な対応が期待できるが、コストが公立の託児所よりも高い、サービスの質に個人差が見られる、募集や雇用契約の手続きが面倒である等の欠点がある。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

7 これまでの制度改革

(2) 出産・育児制度の改革

フランス政府によれば、このような課題があるため、「子どもの数は2～3人を理想とする人が多いが、実際の子どもの数は理想より1人少ない」（政府担当者の発言）のが現状となっている（注16）。

そこで、政府では、家族が理想とするだけの子どもを出産し育てられる環境整備のため、以下のような取組を行っている。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

7 これまでの制度改革

(2) 出産・育児制度の改革

1) 2003年全国家族会議

家族政策は、フランスの政党間の主張が比較的類似している分野である。2002年に保革共存のジョスパン政権からラファラン首相による保守政権に移行したが、家族政策において大きな変更は見られない。

ラファラン政権は、2003年4月29日の全国家族会議（囲み記事参照）において、新たな家族政策を発表した（表1-15参照）。

〈表1-15〉 2003年の全国家族会議で発表された新たな政策

〈表1-15〉2003年の全国家族会議で発表された新たな政策

- ・ 養育手当等を統合し、「乳幼児迎え入れ手当」(PAJE)を創設する。
- ・ 事業所内託児所を創設したり、子どものための支出を補助したりするなど、family friendly policyを導入した企業に対する税控除を創設する。
- ・ 事業所内託児所や事業所共同託児所を含む「託児所開設プログラム」の一環として、5年間に20,000の託児所を創設する。
- ・ 民間託児所の創設促進を通じた民間事業の参入を促進する。
- ・ 認定保育ママの地位を向上させるため、雇用上の地位(雇用契約の強制、月給制及び有給休暇を含む。)について法律を整備する。また、認定基準を緩和するとともに、適切な勤務経験を通じたキャリア開発を可能とする。

今回の会議で公表された最も重要な施策は、既存の養育手当、乳幼児手当、認定保育ママを雇用する家庭に対する援助、在宅保育手当を統合した「乳幼児迎え入れ手当」(PAJE)の創設である。シラク大統領は家族給付の整理統合を2002年の選挙公約の1つとして掲げており、この手当の創設はこの公約を実現するものである。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

7 これまでの制度改革

(2) 出産・育児制度の改革

2) 「乳幼児迎え入れ手当」(PAJE)の導入

従来家族支援措置は、出産、保育、家庭内雇用の創出、最低収入の保証等の目的に応じて様々な制度が並存しており、極めて複雑である。そこで、政府は、2003年の全国家族会議(囲み参照)において、家族給付を整理統合して異なる形態の措置(手当の給付、払い戻し、社会保険料の軽減、税制上の措置)が相互に機能しやすくすること、また、子どもを持つ労働者が仕事をする、しないの選択を自由に行い、仕事をする場合の託児方法もできるだけ自由に選択できるようにすることを目的として、「乳幼児迎え入れ手当」(Prestation d'accueil du jeune enfant,PAJE)の導入を提案し、2004年1月1日から実施されている。

乳幼児迎え入れ手当の導入について、使用者団体であるフランス企業運動(MEDEF)は、家族政策は「正しい方向に向かっている」と判断している。家族問題に強い関心を持つNPO等で構成されるフランス家族問題全国連合(UNAF)も、財政状況が厳しい中、手当の給付額が予想以上であることを好意的に受け止めている。

これに対し、労働組合は不満を表明しているところが多い。例えば、CGT-FOは、「(2003年の全国家族会議における)新政策は既存の施策の焼き直しであり、期待を満たすものではない上、第1子が生まれた時に仕事を辞めた人に手当を給付することで、対象となる親(そのほとんどは女性)が退職することにつながる」と懸念を表明している。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

7 これまでの制度改革

(2) 出産・育児制度の改革

3) 託児所の増設

実際の要望と比較して受入能力がはるかに低いと指摘され続けてきた託児施設について、政府は、2000年の全国家族会議において、乳幼児の受入数を3～4万人増やすための「施設拡充のための乳幼児特別金庫」(FIPE)を家族給付全国公庫に設置することを発表し、2001年1月に15億フラン(約2億3,000万ユーロ)が投入された。

託児施設を開設する者に対して、受入能力1人当たり4～7万フランの援助金がFIPEから交付された。

当初、FIPEの設置期間は1年限りとされていたが2001年の全国家族会議で延長が発表され、さらに2万5,000人～3万人の受入能力拡大を目標に10億フラン(約1億5,000万ユーロ)が投入された。

特集 諸外国における少子化の動向と次世代育成支援策

第1章 フランス

8 今後の課題・見通し

フランスでは、政府が、出生の促進ではなく、親が出産・育児について幅広い選択を行うことができる環境の整備を家族政策の最も重要な課題と認識しており、今後も様々な取組みが推進されるものと思われる。

2004年1月には、認定保育ママの地位向上を目指した制度改正を行うための法案が提出されている。この法案は、認定保育ママの研修を充実させるとともに、書面による雇用契約の義務づけ、労働時間の明確化等により認定保育ママの労働条件を向上させるもので、当面はこの法案の成立が家族政策の重要課題である。
